

令和2年第4回定例会 文書質問  
 はたの 昭彦 議員

回 答 書

I. 契約のあり方について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1. 区内事業者活用について</p> <p>公契約条例の地域経済活性化の観点から区内業者を優先している。確かに元請けは区内企業だが実態は2次・3次下請けにほとんど区内業者がない状態だ。千寿小学校改築工事では、JVのもとに下請けが259社あったが、区内業者は26社で10%。江北桜中では、下請け216社のうち区内業者は14社で、わずか6%で、9割以上が区外事業者だった。これでは地域経済活性化にならないとは思わないか。「区内業者優先」と言っても、特定の区内業者しか優先されないということにならないか。このような状態が継続されるようならば、入札資格を区内業者に限定する理由がなくなるとは思わないか。区は、元請け業者に区内業者活用を求めているとのことだが、更なる強化と実効性ある対策をすべきだがどうか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>区発注工事の受注者の区内事業者活用についてですが、江北桜中学校新築工事の受注者は、下請負事業者に発注した工事費の割合で見ると、区内事業者に発注が難しい工事を除き、区内事業者に発注した工事費は、3割を超えておりました。見積条件が合わず区外に発注したものもありましたが、区内事業者の活用に努力をしていたこと、下請負事業者に対しても足立区在住の作業員、職人を配置するよう要請しており、地域経済の活性化のために努力していることが確認できました。</p> <p>こうした受注者の活動の継続により、区内事業者活用の枠が広がっていくものと考えます。また、受注者が区内事業者活用に向けた努力ができるのも、受注者自身も区内事業者であるからであり、入札資格を区内事業者とする理由はあるものと考えます。</p> <p>今後も、入札資格を区内事業者に優先することを基本として、受注者</p>

	<p>に対し区内事業者の活用を強く働きかけことにより、地域経済の活性化につながる工事契約の発注に努めてまいります。</p> <p>(担当所管：総務部 契約課、学校運営部 学校改築担当課)</p>
<p>質問の要旨 ②</p>	<p><b>2. 工事契約における重層下請について</b></p> <p>国交省は建設工事における重層下請構造には「施工に関する役割や責任の所在が不明確になる」「重層化するほど、工事の質や安全性が低下するおそれがある」「中間段階に介在する企業数が増えることにより、中間段階でこれらの企業に利益として受け取られる対価が増加するため、下位下請の施工の対価の減少や、労務費へのしわ寄せのおそれが生じる」(下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ)「施工管理を行わない下請企業の介在」等の問題点を上げ、是正に努めている。</p> <p>江北桜中の鋼製建具工事では、6次下請けまでである。決算特別委員会でのわが党の質問に調査をすると答弁した調査結果を明らかにするとともに、重層下請を生まないようなチェック機能の強化や生まないための仕組みづくりをすべきだがどうか。</p> <p>また、埼玉県や新潟県、福井県、京都府、鳥取県など複数の自治体では下請次数を制限するために「建築一式工事は3次・それ以外は2次」や「予定価格1,000万円以上の土木工事は1次まで」といった取り組みも行われている。また、制限回数以上に下請契約を結ぶ場合は申請書や理由書を提出させる。制限回数以上に下請契約を結んだ実態が判明すると、是正指導や指名停止といったペナルティーを科す自治体もある。区としても下請回数制限を行う対策を行うべきではないか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>江北桜中学校新築工事における鋼製建具工事では、1次から6次下請けまで施工体制化されておりましたが、下請負事業者に施工管理を行わないなど実態のない者はなく、下請事業者のすべてが適正な金額でそれぞれの元請事業者と契約を締結しており、債権の不払い等も生じていないことを確認いたしました。</p> <p>今後、事業者から施工体制台帳が提出された際には、施工体制図や下請事業者に対する注文書、再下請負通知書などの必要書類が添付され、必要項目が漏れなく記載されていることをチェックリストに沿って確認し、元請けと下請けの関係において施工上の問題がないかチェックする仕組みを構築してまいります。</p> <p>また、自治体が行う下請回数制限の取組みにつきましても、指名停止措置につなげている自治体がある一方、努力義務に留めている自治体もあり、取組みに強弱があります。</p>

	<p>今後は、国や自治体の取組状況を踏まえ、適正な下請次数の範囲、回数制限の必要性や取組方法などについて、検討を進めてまいります。</p> <p>(担当所管：総務部 契約課、学校運営部 学校改築担当課)</p>
<p>質問の要旨</p> <p>③</p>	<p><b>3. 契約の適正化について</b></p> <p>国土交通省では、社会保険加入・働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等に関して実効性ある施策を検討するため「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、技能者の更なる処遇改善に関する取組を進めている。</p> <p>法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等の観点から、社会保険加入対策を推進しており、企業単位・技能者単位ともに保険加入率上昇が見られるなど一定の効果を得ている。一方、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が進む懸念があるが、特に公共工事においてはこのようなありかたは、厳に慎むべきだがどうか。</p> <p>公契約条例は、末端の労働者に適切な賃金を保証しているが、公共工事において法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）することは、国の方向性とも逆行するとは思わないか。</p> <p>江北桜中学校の鉄筋工事の施工体制台帳には、2次下請け事業者の再下請先として43名分の個人名が記載されている。内装工事などと違って鉄筋工事は一人親方が個別に請負契約を結び施工できる工事ではない。まさに国交相が指摘しているような、事業主が本来負担すべき社会保険料等の負担を逃れるために、個人事業主化している実態の典型で、偽装請負にもつながるものだ。直ちに是正すべきではないか。</p>
<p>回答</p> <p>③</p>	<p>社会保険料など法定福利費削減を意図した一人親方化が進む懸念についてですが、社会保険加入を逃れるために、あえて一人親方として請負契約を締結するという事は、事業主に社会保険加入を義務づける法の趣旨を潜脱するものと考えます。</p> <p>足立区公契約条例に基づき、区は、労働者等の適正な労働条件の確保を、公契約の実施に係る基本方針としております。このことから、区が発注する公共工事における下請負契約が企業の社会保険加入・働き方改革規制逃れにつながってはならないと強く認識しております。</p> <p>江北桜中学校新築工事では、受注者は、鉄筋工事や型枠工事を工事期間内に終わらせるために、短期間に多数の作業員を確保しなければならず、</p>

	<p>個人事業主の一人親方との間に下請負契約を締結したものであり、社会保険加入逃れのための下請負とは認められませんでした。</p> <p>今後、区といたしましては、国土交通省が設置した「建設業の一人親方問題に関する検討会」の検討状況を注視しながら、国の方向性に沿った公共工事のあり方について検討してまいります。</p> <p>(担当所管：総務部 契約課、学校運営部 学校改築担当課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4. そもそも建設工事の流れを知る人間が見れば当然気が付くような不自然な実態に気が付かないことも問題だ。昨年の贈収賄事件に対し、公契約審議会は「職員の算定能力の不足」「職員数の不足は明らか」と指摘した。今回の事態も背景には同様の原因もある。技術職の増員を図る中でスキルアップを行い適切な業務が執行できるようにするべきではないか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>工事所管部署に配置される技術職員の能力向上、現場を通じて培った専門知識や技術の継承は、喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>今後も、適切な業務執行体制を構築できるよう、業務に見合う人員の確保に努めるとともに、ベテラン・中堅職員による若手職員へのOJTの充実や、職場研修の実施により技術職員全体の能力向上を目指してまいります。</p> <p>(担当所管：総務部 契約課)</p>

## II. 年末年始の緊急対策について

### 質問の要旨

#### ①

厚生労働省は各都道府県や中核市などの生活保護や自立支援担当課に対し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、年末に当たり解雇や雇い止めの増加が予想されることから、居所を失った又失うおそれのある方、その他の生活に困窮した方への迅速な対応が例年以上に必要となることが考えられるとして「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」という事務連絡を11月24日発出、必要な相談体制が適切に確保できるよう、特に相談が多く見込まれる自立相談支援機関の窓口や福祉事務所等の臨時的な開所、電話等による相談体制の確保、その他の地域における連絡体制の確保など、年末年始の相談体制の確保について、管内自治体や委託事業者等の関係機関と連携し、地域の実情に応じて対応を求めた。

文書には具体的な対応例として①年末年始の臨時窓口の開所。そのための開所日、開所時間、場所等・連絡先の調整及びチラシ等による周知、②年末年始の生活や資金、住まいに不安がある方や、既に相談等を受けている方のうち、生活や資金に懸念がある方等に対する事前相談の促しや連絡の実施、③輪番制、緊急連絡網等の整備と当番職員が連絡を受ける体制の確保及び関係機関との情報共有、④緊急連絡に関するチラシやホームページ等による周知、等が掲載されている。これを受け江戸川区は、年末年始の6日間、福祉事務所の相談窓口を臨時で開設、電話相談も行うことをホームページにも掲載した。

そのような中12月9日、足立区のしょうぶ沼公園のトイレが放火される事件が発生した。21歳の男性による犯行であった。男性はベトナムの日本語学校で働いていたが、ビザ更新のため2月に帰国したものの、コロナ禍でベトナムに戻れなくなり、日本で仕事を探したが見つからなかった。「コロナ禍で仕事を失い、親の援助も受けられなくなった。社会に絶望し、捕まろうと思った」などと供述しているとのことだ。

12月の厚生委員会でこの問題を取り上げ「行政の支援があることが伝わっていたらこのような事件は起こらなかった。国も対応を求めている。年末年始の相談窓口の設置をすべき」と求めたが、「生活保護の申請数も相談数も例年と変わらないことから、対応は昨年同様」と答弁したが、国の求める方向と矛盾するものではないのか。また、地域の実情からも年末年始の閉庁期間の相談窓口を開設し、ホームページなどで広く周知すべきではないか。

<p>回 答</p> <p>①</p>	<p>12月の厚生委員会において、年末年始の相談窓口の設置を昨年同様と答弁したが、国の示す方向と矛盾するものではないかというご質問にお答えします。</p> <p>厚生委員会の後に改めて現在の社会情勢や厚生労働省からの事務連絡を確認したうえで、年末年始の相談体制を再検討した結果、福祉部として臨時相談窓口を開設することとし、国の求める方向で実施してまいります。</p> <p>次に、年末年始の閉庁期間の相談窓口を開設し、ホームページなどで広く周知すべきではないかというご質問にお答えします。</p> <p>開設日は12月29日から1月3日までの計6日間で、場所は、利便性などを踏まえ、本庁舎別館の「くらしとしごとの相談センター」に設置する予定です。相談体制は、生活困窮を担当する「くらしとしごとの相談センター」と生活保護を担当する「足立福祉事務所」の職員が一体となって総合相談窓口として対応いたします。開設にあたっては、今後、区のホームページやSNSなどを活用し広く周知を図ってまいります。</p> <p>(担当所管：福祉部 くらしとしごとの相談センター、 足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>
---------------------	--